

第1部

特 集

第1部 特集

第1部では、県民の関心が高い事項として、アスベスト問題と三方五湖のラムサール条約登録について記載しています。

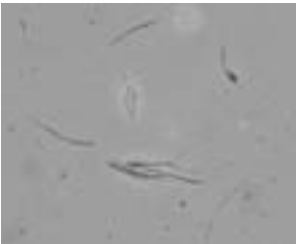
また、環境に関して重点的に取り組んでいる事項として、知事のマニフェスト「福井元気宣言」、およびこの着実な実現を図るための「知事と部局長との政策合意」に基づく環境施策の中から、その実施状況について記載しています。

1 アスベスト*1問題【環境政策課】

平成17年6月下旬、アスベスト製品の製造事業者が、アスベストによるがん「中皮腫」などで多くの従業員が死亡していること、およびその工場近くに住んでいた住民も中皮腫を発病または死亡していることを明らかにしたことから、アスベストによる健康被害が全国的に大きな社会問題となりました。

本県でも、県民の間に不安感が高まったことか

ら、7月に庁内関係19課、県立病院および厚生労働省福井労働局で構成するアスベスト対策連絡会議を設置し、県民の健康被害を防止するため、関係機関が一体となって以下のアスベスト対策を講じています。



アスベスト繊維(顕微鏡写真)

表1-1 アスベストの種類

分類	アスベスト名	備考
蛇紋石系	クリソタイル（白石綿）	・建材等の製品については労働安全衛生法に基づき製造・輸入等禁止
角閃石系	クロシドライト（青石綿）	・労働安全衛生法に基づき製造・輸入等禁止
	アモサイト（茶石綿）	
	アンソフィライト	・他のアスベストの鉱床中に不純物として含まれる
	トレモライト	・日本国内の産業界では使用されていない
	アクチノライト	・建材等の製品については労働安全衛生法に基づき製造・輸入等禁止

（1）アスベストによる健康被害の防止に関する条例の制定

現行のアスベスト対策に係る国の法制度は必ずしも十分とはいえない状況にあったため、県民の健康被害を未然に防止するという観点から、国の対策を待たずに、全国に先駆けて9月県議会に「福井県アスベストによる健康被害の防止に関する条例」（以下「条例」という。）を提案し、10月11日に公布、施行（規制に係る部分は11月1日から施行）しました。

本条例には、

①大気汚染防止法の規制対象とならない規模のアスベスト製品製造施設やアスベスト吹付け材使用建築物等の解体や補修作業に係る規制

②アスベスト吹付け材使用建築物の所有者等に対する建築物の適正管理の努力義務

③アスベスト吹付け材使用建築物等の台帳を整備し、災害発生時の情報提供など必要な措置の規定などを盛り込みました。

①の違反について罰則を設けましたが、罰則を設けたアスベストに関する単独の条例制定は全国初となり、②および③の内容を含む条例も、これまで全国的に例がないものでした。

条例制定後は、事業者や県民に対し、条例の目的、内容について周知徹底を図るとともに、解体工事等に対する指導や立入検査を行い、条例の適切かつ円滑な運用に努めました。

*1 **アスベスト**：天然に産する鉱物繊維で、石綿（せきめん、いしわた）と呼ばれています。①繊維繊維性、②耐熱性、③抗張力、④耐薬品性、⑤絶縁性・耐磨耗性・防音性などの物質的特性があり、経済的に安価なこととあわせて、建築用のスレート材、防音材、断熱材、保温材、自動車のブレーキなど様々な工業製品に使用されてきました。現在では、代替品のない一部を除き、原則として製造等が禁止されています。

また、小規模建築物の解体時の届出などを県独自に規制してきましたが、大気汚染防止法施行令が改正され、平成18年3月から新たに法律で規制さ

れることになりました。このため、条例を改正し、法律に基づいて、届出の受理や立入検査等を行い、県民の健康被害の防止に努めています。

（２）アスベスト使用施設の実態調査およびこれに基づく施設の適正な維持管理

アスベスト使用施設の実態を把握するため、県有施設、市町村有施設および民間施設について、8月以降継続して調査を実施しています。平成18年2月13日までにアスベストの使用状況について報告があった5,373施設についての取りまとめでは、アスベストが含有されている吹付け材が使用されている施設は382施設、吹付け材にアスベストが含有されていない施設は492施設、調査中のものは49施設であり、残りの4,450施設には、吹付け材が使用されていませんでした。調査の結果、アスベスト

が飛散するおそれのある施設については、除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講ずるよう指導しています。

また、アスベストを含む吹付け材がある施設については、条例の施行に伴い、建築物所有者等にアスベストの排出、飛散を防止するための措置に関する努力規定が適用されることから、条例に基づいて策定した「アスベスト吹付け材使用建築物に関する措置指針」に基づき、適正な維持管理が行われるよう、その実施の方法等の周知を図っています。

表1-2 アスベスト使用施設の実態調査結果（平成18年2月13日現在）

施設区分	吹付け材がある施設			吹付け材がない施設	計
	アスベストあり	アスベストなし	調査中		
県有施設	27	101	0	345	473
市町村有施設	153	269	4	1,866	2,292
民間施設	202	122	45	2,239	2,608
合計	382	492	49	4,450	5,373

（３）建築物の解体に伴うアスベスト対策の強化

条例および大気汚染防止法に基づいて、届出があった建築物の解体等の作業については、事業者に対し、関係法令に基づく規制基準を遵守し、周辺環境への飛散防止、排出されたアスベストの適正処理、作業従事者の健康被害防止などを徹底するよう指導しています。

アスベストの除去などを行うアスベスト排出等作業の届出があった現場に対しては、作業基準の遵守状況を確認するため、各健康福祉センターが立入検査を実施しています。

また、解体現場周辺において、大気中のアスベ

スト濃度を測定し、アスベストが周辺に飛散していないことを確認しています。



アスベスト排出等作業

表1-3 条例施行後のアスベスト排出等作業実施届出等の件数（平成18年2月28日現在）

届出区分	対 象	期 間	届 出 数	立 入 検査数
アスベスト排出等作業実施届出（条例）	アスベスト吹付け材等が使用されている建築物（大気汚染防止法の規制対象とならないもの）	11/1～2/28	57	54
特定粉じん排出等作業実施届出（大気汚染防止法）	延べ床面積が500㎡以上、かつ吹付けアスベストの使用面積の合計が50㎡以上の耐火建築物または準耐火建築物	4/1～2/28	83	65
合 計			140	119

(4) 製造事業所等のアスベスト対策

現在、本県には、アスベスト製品を製造している事業場がおおい町（旧大飯町）内に1事業場あります。当事業場は、条例の規制対象となる施設を設置しており、県では、平成17年11月25日に当該事業者からのアスベスト発生施設使用届出を受理し、同月29日および平成18年2月28日に立入検査を実施して、敷地境界における大気中アスベスト濃度の測定^{*1}を行いました。その結果、条例に基づく敷地境界基準（10本／ℓ）以下であり、適合していることを確認しました。

表1-4 製造事業所敷地境界における大気中アスベスト濃度の測定結果

(単位:本／ℓ)

測定日	測定結果	条例の敷地境界基準	測定方法
平成17年11月29日	0.06	10	石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法 (平成元年環境庁告示第93号)
平成18年2月28日	0.04未満		



大気中アスベスト試料採取装置

(5) 一般環境大気中のアスベスト濃度の実態把握

一般環境大気中のアスベスト濃度の実態を把握するため、県内6か所の大気汚染測定局において、測定を実施しました。その結果は、全地点とも、検出下限値（0.04本／ℓ）未満で、問題となるレベルではありませんでした。

表1-5 一般環境大気中のアスベスト濃度測定結果

測定場所			アスベスト濃度 (本／ℓ)
大気測定局	福井局	福井市 豊島	0.04 未満
	三国局	三国町 山岸	
	大野局	大野市 水落町	
	自排丹南局	鯖江市 水落町	* 検出下限値 : 0.04
	和久野局	敦賀市 新和町	
	小浜局	小浜市 千種	

(注) 測定日:平成17年11月29日、平成18年2月28日

(6) 教育施設に対するアスベスト除去等費用の助成

本県の次代を担う子供たちの安全・安心の確保が最優先であることから、特に、小・中学校、高

等学校、幼稚園および保育所については、アスベスト使用施設の調査結果をもとに、これらの教育施設における対策工事が速やかに実施されるよう支援を行うこととしました。

表1-6 教育施設に対するアスベスト緊急対策支援事業の概要

区分	事業名	補助率
市町村有施設	小・中学校等アスベスト緊急対策支援事業	1/6または1/9
	保育所アスベスト緊急対策支援事業	1/6または1/9
民間施設	私立学校アスベスト緊急対策支援事業	1/6
	保育所アスベスト緊急対策支援事業	1/6

^{*1}アスベスト濃度の測定：ホルダーに捕集用紙を装着し、原則として10ℓ／分の流量で4時間通気してろ紙上に試料を捕集します。アスベストの計数は、位相差顕微鏡により、長さが5μm以上かつ長さとの比が3対1以上の繊維状物質について数を測定します。

（７）相談窓口の開設等

県民からのアスベストに関する健康被害等の問い合わせに的確に対応するため、平成17年7月29日から、本庁、各健康福祉センター等に相談窓口を継続して設置するとともに、ホームページに掲載

している「アスベスト使用建築物に関する措置指針」や「Q&A（よくある御質問）」などの情報の充実を図り、県民に対して、アスベストに関する正確な情報の提供を行っています。

(<http://info.pref.fukui.jp/kankyoku/asbestos.html>)

表1-7 相談受付状況（平成17年7月29日～平成18年2月3日）

（単位：件）

建築物				健康		その他	計
自宅	職場	その他の建物	その他	職業	一般生活		
241	47	33	49	58	14	69	511
370				72			

〈主な相談内容〉

【建築物関係】

- ・吹付け材、その他建築材のアスベスト含有の有無と健康影響
- ・アスベストがあった場合の処理方法、県の条例および措置指針について
- ・除去等の処理業者紹介
- ・除去等工事における助成措置の有無

【健康関係】

- ・本人、または家族が電気工事や建築工事等の業務に従事した経験があり不安
- ・近くに工事現場があり不安
- ・飲料水に入っていないか不安

【その他】

- ・生活用品のアスベスト含有の有無
- ・アスベスト含有製品の廃棄方法
- ・措置指針の入手方法
- ・解体時の義務

相談窓口設置直後は、一日85件の相談がありましたが、10月には一日5件程度となり、12月以降は月に十数件程度となっています。また、11月1日の条例の完全施行以降は、届出の方法や措置指針の入手方法とその内容についての質問がみられるようになりました。

また、ホームページのアクセス件数は、平日は一日平均100件、土日は40件程度となっています。

（８）今後の対応

県では、アスベストによる県民の健康や環境に関する不安を払拭するため、今後とも、建築物の解体等におけるアスベスト排出等作業については、事業者に対し、大気汚染防止法や廃棄物処理法などの関係法令や条例に基づく規制基準の遵守、周辺環境への飛散防止および排出されたアスベスト廃棄物の適正処理を指導していきます。

また、アスベスト吹付け材が使用されている建築物については、条例に基づいて、アスベスト吹付け材の損傷、劣化等によりアスベストを大気中に排出し、または飛散させることのないよう、建築物所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう指導していきます。

2 三方五湖のラムサール条約登録【自然保護課】

平成17年11月8日から11月15日まで、アフリカのウガンダ共和国で開催されたラムサール条約締約国会議の初日に、三方五湖がラムサール条約湿地に登録されました。

(1) ラムサール条約の概要

「ラムサール条約」とは、正式名称を「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、魚や貝、鳥、獣などさまざまな生物が生息する湿地を国際的に協力して保全することを目的に、昭和46年イランのカスピ海湖畔のラムサールという町で開催された国際会議の際に採択された条約で、その町の名前にちなんで「ラムサール条約」と呼ばれています。

平成18年2月末現在の条約締約国数は150か国であり、登録湿地数は1,590か所となっています。

我が国は、昭和55年に加入し、これまで13か所が登録されていましたが、今回、三方五湖を含めて20か所が新たに登録されたことにより、33か所となりました。

(2) ラムサール条約湿地登録の理由

美浜町と若狭町にまたがる三方五湖は、平成13年12月に国の「日本の重要湿地500」に選定されており、また、ハス、イチモンジタナゴ、タモロコ、ナガブナ（いずれもコイ科）など、生息範囲が限られた貴重な固有の魚類が生息している湿地となっています。

また、日向湖、久々子湖、菅湖、水月湖、三方湖の5つの湖の塩分濃度がそれぞれ異なっており、このため、多様な魚類が生息している湿地となっています。

こうした湿地としての重要性が国際的な登録基準として定められている「固有な魚類の種や科が相当な割合を支えている湿地」という基準と、「魚類の重要な食物源であり、または、産卵場、稚魚の生育場」という基準に該当するものとして登録が認められました。

(3) 三方五湖の保全・活用に向けた取組み

ラムサール条約では、湿地の「保全・再生」のほか、登録された湿地を産業や地域の人々の生活とバランスのとれたものとして、自然の恵みを持続的に活用する「賢明な利用（Wise Use）」が提唱されています。

県では、三方五湖の自然環境の保全のため、これまで湖の堆積土砂のしゅんせつや水質浄化研究など水質改善に取り組むとともに、公共下水道の整備や農業集落排水処理施設の整備など、污水対策の促進を図ってきました。

また、平成16年度に三方五湖周辺の優れた自然を素材にした「自然体験プログラム」を作成し、このプログラムを活用したエコツーリズムの推進を図ってきました。

さらに、三方五湖がラムサール条約湿地に登録されたことを受けて、平成17年11月29日に、学識経験者や地元美浜・若狭両町の環境保全団体の代表など10名の委員で構成する「三方五湖の保全・活用に関する検討委員会」を設置し、三方五湖の保全と活用に向けた基本的方向性や具体的な方策について検討を進めており本年12月には取りまとめを行うこととしています。この委員会の検討結果を踏まえ、三方五湖の保全・活用に向けた取組みを積極的に行っていきたいと考えています。

<三方五湖の概要>

- 日 向 湖・・・塩水湖、周囲3.60km、最大水深39m、面積0.92km²
- 久々子湖・・・汽水湖、周囲7.96km、最大水深2.3m、面積1.42km²
- 菅 湖・・・汽水湖、周囲4.20km、最大水深13m、面積0.95km²
- 水 月 湖・・・汽水湖、周囲10.90km、最大水深34m、面積4.23km²
- 三 方 湖・・・淡水湖、周囲9.70km、最大水深3.7m、面積3.58km²



三方五湖全景

3 福井の豊かで美しい自然の保全と活用

(1) 里地里山保全に向けた新たな取組み

【自然保護課】

ア 里地里山の現状と課題

里地里山は、集落、水田等の農耕地、ため池、草地等とそれを取り巻く二次林^{*1}により構成された地域です。国土に占める割合は4割程度に達し、多様な生物の生息・生育空間となってきました。また、人々の暮らしや営みの中で地域特有の生活文化を生み出す源泉でもありました。

しかし、昭和30年代以降、生活様式や農業の近代化に伴い、里地里山の林が有していた薪炭林、農用林等としての経済的価値が減少し、落ち葉の採取や下草刈りなど日常的な管理がなされなくなりました。また、耕作放棄地が増加し、近代化された農法の普及や基盤整備が進み、昔ながらの農林業活動が維持されなくなりました。その結果、素掘りの水路やため池、未改良の水田などを移動しながら生息していたメダカやゲンゴロウなど、かつては身近だった生物が見られなくなりました。比較的豊かな自然が残されている本県も例外ではなく、「福井県レッドデータブック」（第3部第3章第1節、93ページ参照）の中にも、メダカ、ゲンゴロウ、サギソウなど里地里山を生息域とする生物が数多くリストアップされています。



ゲンゴロウ（県域準絶滅危惧）

したがって、希少野生生物が生息・生育する里地里山を保全していくことは、県内の生物多様性を保全する上で極めて重要な課題となっています。



昔ながらの原風景（若狭町気山のカヤ田）

このため、保全を進めるに当たっては、里地里山が様々な人間の働きかけを通じて維持される環境であることから、開発行為や野生生物の捕獲等を直接的に規制する原生的自然を対象とした従来型の手法では達成されず、その地域の自然的・社会的特性に応じて人為的な働きかけ（管理・活用）の持続を図る新たな仕組みが必要です。

イ 重要里地里山とは

県では、平成15年度に県内の里地里山のうち希少野生生物のホットスポット^{*2}となっている地域を選定するための調査を実施しました。このうち、希少野生生物が集中して見られ、かつての里地里山の面影をとどめた地域について、生物多様性を保全する上で重要な里地里山という意味で「重要里地里山」として位置付け、平成16年度に30地区を選定しました。

これらは「守り伝えたい福井の里地里山」として冊子にまとめ、関係各機関に配布しています。



^{*1} 二次林：伐採や風水害、山火事などによって原生林が破壊されたあとに自然に成立した森林のこと。

^{*2} ホットスポット：特に多くの希少野生生物種が生息・生育する地域のこと。平地から丘陵地にかけてのホットスポットは、水田や二次林が分布する里地里山である場合が多く、確認されている種はメダカやギフチョウなど比較的広域に分布する種で、環境悪化により減少した種が多くなる傾向があります。

ウ 新たな保全活用に向けて

重要里地里山のうち、越前市（旧武生市）白山・坂口地区は、国内希少野生動植物種に指定されているアベサンショウウオをはじめ国のレッドデータブック掲載種32種の生息・生育が確認されているほか、平成16年には環境省の里地里山保全再生モデル地域に選定され、里地里山の保全を進める上で、重要な地域です。

そこで県では、この地域を環境保全型地域づくりのモデル地区に位置付け、地元住民、専門家、関係団体、行政等が一体となって地域の保全・活用を目的とした総合的な計画「人とメダカの元氣な里地づくりビジョン」を平成16年度に策定しました。

平成17年度には、このビジョンを推進する以下の事業を実施しています。

○環境学習の実施

地元小・中学校では、学校の周りの生き物調べ、放棄田に再び水辺の生き物と呼び戻すために手作業で水路や池を掘るビオトープづくり、工事で生息地が失われる希少野生生物の移植実験、水生生物のほとんどを食べ尽くしてしまうアメリカザリ

ガニの捕獲作戦等の活動を実施しました。



放棄田で泥にまみれ池を掘る児童



捕獲したアメリカザリガニ

○希少野生生物保全指導員の養成

アベサンショウウオを始めとする希少野生生物を保全するため、白山・坂口地区の各集落から1～2名の指導員を募集し、2年間かけて、生息環境の維持管理やモニタリング調査の方法を専門家の指導によって学びます。

○エコツーリズムの実施

環境教育の専門家の指導を受けながら、地元住民が主体となって、県内外の子供たちを対象にしたエコキャンプを実施しました。

（2）コウノトリ「武生」里帰り事業

【自然保護課】

コウノトリは、日本で繁殖していたグループはすでに絶滅し、時折飛来するのは、繁殖地のある極東地方から越冬のために飛来した個体です。さらに、極東地方でも2,000羽程度しか生息していないと推定されており、世界的に絶滅に瀕しています。

平成17年6月、1羽のコウノトリが兵庫県豊岡市の県立コウノトリの郷公園で死亡しました。

このコウノトリは、昭和45年12月に越前市（旧武生市）白山・坂口地区に飛来しました。当時、国内のコウノトリはすでに絶滅していたことや、下嘴が折れてうまく餌が捕れなかったことなどから、大きな関心を集めました。地元ではこのコウノトリを助けるために、懸命な給餌活動を行いましたが、餌がうまく食べられず、次第に衰弱していきました。

そこで、翌46年2月に保護され、コウノトリの郷公園で「武生」と名づけられて、34年間大事に飼育されてきたのです。

県では、当時保護活動に携わった白山地区の

方々とともに「武生」の里帰りを兵庫県に要望しました。「武生」の剥製は34年ぶりの里帰りとなる越前市白山での展示を皮切りに、約1ヵ月間、県内5ヵ所でビデオやパネルと一緒に公開されました。

県ではこの里帰りをきっかけに、里地里山の自然環境保全への機運を盛り上げ、再び、コウノトリが飛来し子育てするような豊かな里地里山の自然を守り育てる活動を、県民とともに推進していきます。



コウノトリ「武生」展示オープニングの様子
(写真提供 福井新聞社)

（３）福井の豊かで美しい水資源の新たな活用

【環境政策課】

福井県には「越山若水」という言葉があり、県内全域がすばらしい水資源に恵まれ、各地域に水を守る文化や活動も見られます。

また、本県は、平均寿命が男女とも全国2位の長寿県ですが、飲み水はもちろんのこと、本県の水によって育まれた食材が、健康長寿にも関係していると考えられます。

そこで、この豊かな水資源を様々な面に活用する方策を推進しており、推進に当たっては、「水を見る・親しむ」、「水を味わう・使う」という視点で取り組んでいます。

まず、「水を見る・親しむ」の視点からは、桜並木の美しい足羽川の整備・活用や、貴重な湖沼である三方五湖の保全・活用、身近な水辺空間である河川・農業用水等の整備・活用を推進しています。

また、「水を味わう・使う」の視点からは、おいしい水の認定や名水を活かした地域づくり等の推進、健康長寿を支える水や食べ物の情報発信を行っています。

「おいしい水の認定」については、県内各地の湧水等の実態調査や水質検査を行い、直接飲用可能な湧水等を「ふくいのおいしい水」として認定するものです。認定に当たっては、認定検討会の意見を聴き、認定基準に適合すると認められる35か所の湧水等について認定しました。

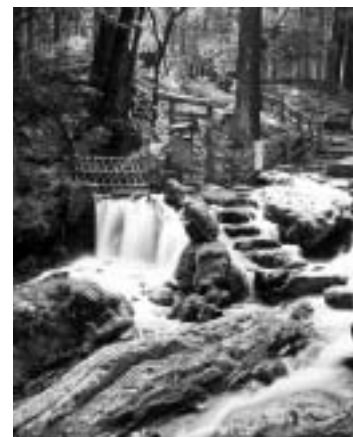
「名水を活かした地域づくり」については、市町村や地域住民等で構成する地域グループが行う

「ふくいのおいしい水」認定湧水等

認定湧水等	市町
禅林寺の甘露泉、水分神社湧水、酒清水、弘祥寺跡地の甘露水、名水足谷の清水、金光水	福井市
浄法寺山清水小場	永平寺町
小和清水	坂井市
お清水不動尊の水、解雷ヶ清水、養脇の時水、治左川井戸、榎清水、瓜割清水、石堂の水、皇子ヶ池の水、神清水	越前市
御膳水、大谷の薬水、弘法大師の水	越前町
鶯清水	南越前町
御清水、篠座神社の御霊泉、本願清水、七間清水、石灯笼会館、伊月の湧水	大野市
たらたら山「白竜の滝の霊水」、神谷の水、滝之堂	勝山市
雲城水、鶴の瀬井戸	小浜市
瓜割の滝、三方石観音の霊水	若狭町
滝水ひめ	おおい町

湧水地の整備等の名水を活かした地域づくりに対して助成するもので、今年度は、若狭町の「若狭町水を活かしたまちづくり実行委員会」に対して支援しています。

この委員会では、「ふくいのおいしい水」や国の名水百選に認定されている「瓜割の滝」、ラムサール条約湿地に登録されている「三方五湖」等の水資源の魅力を高め、水を機軸とした地域づくりを進めています。



瓜割の滝（若狭町天徳寺）

コラム

「ふくいのおいしい水」の認定基準

「おいしい」という概念は、個人の感覚的な嗜好によるものであり、絶対的な評価基準を設定することは困難です。

「ふくいのおいしい水」の認定基準の設定に当たっては、湧水や井戸の水を対象に、昭和60年4月に厚生省の「おいしい水研究会」が公表した「おいしい水の要件」や県内の湧水等の水質の実態等を考慮し、地下水質、飲料事業、衛生等の専門家の意見を聴いて設定しました。

認定基準

- ① 湧水等の水質が、水道法の水質基準に照らして、飲用に適していること。
- ② 湧水等の水質が、ふくいのおいしい水の水質要件に適合すること。

ふくいのおいしい水の水質要件

蒸発残留物	30～200mg/	有機物(TOC)	2mg/ 以下
硬度	8～120mg/	残留塩素	検出されないこと
遊離炭酸	0.5～30mg/		

- ③ 湧水等が、雨水に伴う表流水等が流入しにくい状況にあり、水質の維持が見込めること。
- ④ 市町村または地元地区から認定申請があること。

（４）足羽川桜堤の保全【河川課】

足羽川は福井市の中心市街地を貫流しており、この区間にあるソメイヨシノ約600本からなるトンネル状の桜堤は、福井市民のシンボルであり福井市の重要な観光資源となっています。

平成16年7月18日に発生した福井豪雨は未曾有の局地的短時間雨量となり、県内各所において越水や破堤による甚大な被害が発生しました。特に足羽川では現況の流下能力を大きく上回る洪水が発生し、破堤により福井市街地が甚大な被害を受けました。

このため、現在、県では再度災害の防止を目的とし、河川激甚災害対策特別緊急事業による足羽川の改修を進めています。この工事では河床を平均して約2メートル掘削することとなるため、低水路護岸、高水敷など河川の状況が大きく変わる可能性があります。

そこで、再度災害防止の観点はもとより、河川の自然環境や景観、桜堤の保全の方策等に配慮し

た整備を行うため、各分野の学識経験者等からなる足羽川河川環境整備検討会（委員長：進士五十八 東京農業大学地域環境科学部教授）を設置し、現在検討を行っています。

この検討会では、河川の自然環境や桜堤の保全の他、水辺空間利用等について検討を行い、また、具体的な保全方策等について議論を進め、平成18年4月に提言を取りまとめる予定です。



足羽川桜堤

（５）環境配慮した公共事業等の推進

【土木管理課】

県では公共工事を行う場合、計画、施工の各段階で、環境への配慮事項を検討し、実施しています。特に、一定規模以上の事業の計画段階においては、庁内各課による環境配慮型公共工事検討委

員会^{*1}を開催し、多方面の検討を行っています。

平成16年度は、県営かんがい排水事業（春江北部地区）ほか4事業について検討を行い、環境にやさしい方法で事業を推進しています。

平成17年度は、足羽川河川激甚災害対策特別緊急事業ほか6事業について、委員会での検討を実施しました。

今回は、平成14年度に委員会で検討した南越養護学校建設工事について、環境への配慮事項をどのように設計、施工に取り入れたかを紹介します。



①南越養護学校建設工事概要

南越養護学校は、嶺北地区における適正配置の一環として、越前市（旧武生市）に新たに建設された県立養護学校で、平成17年3月に完成しました。

ここは、知的障害、病弱、肢体不自由および重

複障害児を対象とした総合的な養護学校であり、幼稚部から、小学部、中学部、高等部まで一貫した教育を行っています。

敷地面積は約33,000m²、校舎と体育館を合わせた延べ面積は8,358m²です。また、総クラス数は25ク

^{*1}環境配慮型公共工事検討委員会：県が行う公共事業について、自主的な環境配慮を行うために、平成12年7月に庁内の公共事業関係機関で組織された。

ラス（普通学級15クラス、重複障害10クラス）あり、定員は80名となっています。



校舎全景

②環境配慮の目的

敷地西側は、日野山に繋がり、そこには、コナラ、ナラ林、常緑針葉樹が植生し、昆虫類も豊富で、鳥類・爬虫類等が幅広く生息しています。周囲は、田園風景が広がり民家が点在し、その奥には鳥獣保護地区に指定されている武衛山があります。このように敷地周辺は、日野山等の自然環境に恵まれた場所といえます。

このような中で、西側高台の土をすきとり、東側の田圃を埋立てて、新たに造成した敷地に、8,000m²余りの学校を建設した場合、環境に負荷を与え、自然環境、周辺の生活環境へ大きな影響を及ぼすおそれがあります。そのため、その計画・設計および工事の施工に当たり十分な環境への配慮が必要です。

③環境配慮計画の内容

○野生生物への配慮

工事を行うことにより植生が改変されたり、動物の生息環境が変化したりすることから、切盛工事により発生した敷地やのり面は緑化に努めました。

○水環境への配慮

周辺は水田があり、水質保全への配慮が必要なため、工事期間中は沈殿池の設置等を行い、周辺の河川への土砂および濁水の流出を抑えました。

○大気環境等への配慮

施工機械の稼動による大気汚染や、騒音、振動による生態系への影響を考慮し、排出ガス対策型建設機械を用いて環境保全に努めました。

○省資源・省エネルギーへの配慮

施設の外壁、屋根、床、開口部は断熱により空調負荷の低減を図り、高窓を設けることにより、自然光を取り入れて照明用電力を低減するとともに、通風による空調負荷の低減を図りました。

また、高効率な熱源機器・Hf照明器具の採用や人感・照度センサーの採用による節電、大温度差空調システムの採用によるポンプ消費電力の抑制など、省エネルギーに努めました。

さらに、省エネルギーの意識を高めるため、ハイブリッド型（太陽光・風力）外灯を設置しました。

雨水は貯留槽に集水し、グラウンドや庭園の散水に利用できるようにしました。



ハイブリッド型（太陽光・風力）外灯

○廃棄物の減量化とリサイクルの推進への配慮

木材を現場加工すると、木くずが廃棄物となるおそれがあるため、木材は製材所等で予め製材・加工を行い、木くずはパーティクルボード等に再利用することで、廃棄物の発生を抑制しました。

建設廃棄物は分別収集して適正に処理しました。また、掘削や切り土の土砂は現場内で再利用し、場外へは搬出ませんでした。

○歴史的・文化的環境、地域景観への配慮

校舎は低層化・木造化して、地場産の木材や越前瓦を活用するとともに、落ち着いた風合いで、長く飽きのこないデザインを採用し、周囲の景観に調和した施設づくりに努めました。



県産木材を活用した教室内部の様子

4 持続可能な資源循環型社会の構築

(1) エコスタイルの推進【環境政策課】

県では、地球温暖化防止に向けて、特にエネルギー使用量が増加する夏期および冬期において、

ア クールビズの推進

平成11年度から、関西広域連携協議会と連携し、夏至（6月21日）から秋分の日（9月23日）までの間、室温28度以上を実施する適正冷房の徹底とノー上着・ノーネクタイの軽装で勤務する夏のエコスタイルを推進してきました（第3部第3章第6節1、75ページ参照）。

平成13年度からは、県内の全市町村において夏のエコスタイルが取り組まれています。

関西広域連携協議会から発信された本取り組みについては、平成17年度、環境省を主体としたクールビズとして、全国に展開されることとなり、夏の新しいビジネススタイルとして、軽装勤務の認知度が高まりました。

県では、この取り組みを一層推進するため、平成17年度から、衣替えの時期に合わせ、6月1日から9月30日までに期間を拡大して取り組むこととし、経済団体をはじめ農林漁業団体、金融機関などに対して、取り組みを要請してきました。この結果、平成17年度は、約300団体・事業所において取り組んでいただきました。

なお、環境省では、全国のクールビズ効果として削減された二酸化炭素は、約46万t（約8万3千世帯1年分に相当）であるとの試算結果を示してい

省エネルギーを推進するため、適正な冷暖房の実施を呼びかけています。

ます。この算定方式に基づく本県におけるクールビズによる二酸化炭素の削減量は約3千t（約680世帯1年分に相当）と試算されます。

また、環境の日である6月5日、「愛・地球博」のEXPOドームにおいて、環境省主催でクールビズコレクションが実施されました。

クールビズコレクションでは、先進的に実践している自治体の一つとして、本県の取り組みを紹介しました。



クールビズコレクションで福井県の取り組みを紹介する西川知事

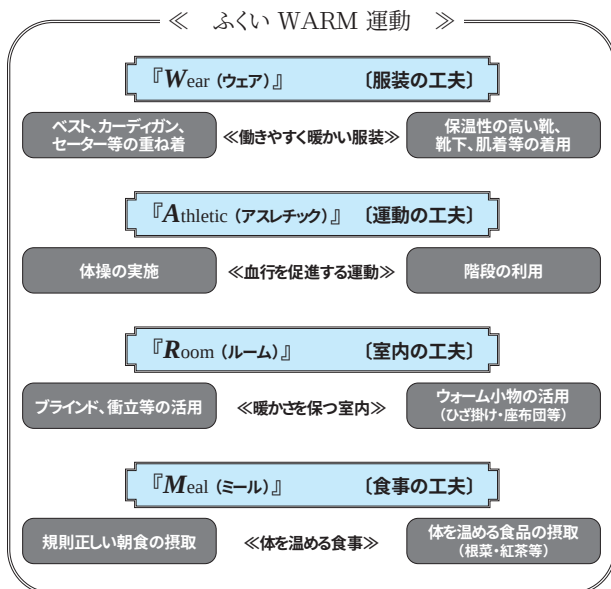
イ ウォームビズの推進

平成17年度から、環境省は地球温暖化防止のため、「寒い時は着る」「過度に暖房機器に頼らない」という原点に立ち返り、「暖房に頼り過ぎず、働きやすく暖かく格好よいビジネススタイル（WARM BIZ）」を呼びかけています。

県では、国の呼びかけを踏まえ、暖房の設定温度を従来の19度から18度に1度下げるとともに、12月1日から3月31日までを県内の統一実施期間に設定し、「ウォームビズふくい」として取り組んでいます。

また、県内の市町村および団体・事業者に対して、事務所における暖房中の室温は過度にならな

いように取り組むことを積極的に呼びかけています。



あわせて、県では、暖房温度を低くしても、暖かさが感じられるよう、また、よい姿勢で元気に勤務できるよう、「働きやすく暖かい服装」、「血行を促進する運動」、「暖かさを保つ室内」、「体を温める食事」の工夫をこらした『ふくいWARM運動』を進めました。

（２）福井県地球温暖化対策地域推進計画の改定

【環境政策課】

県では、平成17年2月16日の京都議定書の発効等を受けて、県内における地球温暖化対策を一層推進するため、平成18年3月に「福井県地球温暖化対策地域推進計画」を改定しました。

計画では、“平成22年度（2010年度）の温室効果

ウォームビズの取り組み効果として、財団法人省エネルギーセンターのデータを参考に算出すると、県内すべての事務所ビルが暖房時の室温を23度から20度に下げた場合の二酸化炭素削減量は約8,600tと試算されます。

ガス排出量を平成2年度（1990年度）に比べて3%削減する”との削減目標を掲げ、この目標達成に向けて、日常生活（Life）、事業活動（Office）、自動車利用（Vehicle）、環境教育（Education）の分野において、地球温暖化防止活動の輪を広げるため、「LOVE・アース・ふくい」（温暖化ストップ県民運動）を展開することとしています。

（３）食べ残しごみの減量化の取り組み

【廃棄物対策課】

県では、これまで電気式生ごみ処理機などの購入補助により、家庭での生ごみ減量化・リサイクルを進めてきましたが、平成16年度からは、食品廃棄物の発生自体を抑制していこうという観点から「食べ残しを減らす社会づくり推進運動」に取り組んでいます。

この事業では、家庭や学校給食などでどのような工夫で食べ残しを減らしているのかを調査・紹介するとともに、食べ残しが多い結婚披露宴や宴会等についても、関係業界との意見交換を行い、県民および事業者に対し、意識調査を行いました。

その結果によると、宴会では県民の6割強が「時々食べ残す」としており、こうした宴席での食べ残しを減らすため、平成18年度には、宴会等で出される料理の一部を折り詰めとして提供し、食べきれない料理を持ち帰りやすくする「折り詰め料理1/2運動」等を進めていきます。

また、家庭での食べ残しについては、県民の関心は高く、6割強の家庭で食べ残しがないという結果になりました。家庭では、作りすぎ、買い過ぎを控える、食べきれそうもないものは別の料理にアレンジする、食べ残しについて家族で話し合うなど、食べ残しをなるべく出さないような配慮がなされていました。

その中で、家庭での食べ残しの原因とされた「買い過ぎ」については、スーパー等の小売事業者に対して、必要なものを必要なだけ購入することができるよう「ばら売り」や「量り売り」を働きかけています。また、今後、食べ残しを減らす調理法などについてもアイデアを募集し、紹介していきます。

「食べ残し」は、一人ひとりのちょっとした心がけで減らすことができます。

今後も、食べ残しを含む食品廃棄物の発生抑制を図るため、食べ残しごみの減量化に取り組んでいきます。

（４）福井県廃棄物処理計画の策定

【廃棄物対策課】

県では、ごみの減量化やリサイクルを一層推進するため、平成18年3月に新たな「福井県廃棄物処理計画」を策定しました。

計画では、一般廃棄物について、平成22年度の1人一日当たりごみ排出量目標を940gと設定し（平成15年度：973g）、排出量の約4割を占める生ごみ

対策等を重点施策と位置づけるとともに、市町の分別収集品目の拡大を図っていくこととしています。

産業廃棄物については、発生量500t以上の多量排出事業者に対する廃棄物減量化計画や取り組み実績の提出を盛り込むとともに、産業廃棄物処理業者の処分施設の情報公開を進め、また、優良な処理業者の評価制度を導入することとしました。

（５）敦賀市民間最終処分場問題【廃棄物対策課】

ア 経緯

キンキクリーンセンター株式会社は、昭和62年から管理型最終処分場で廃棄物の埋立処分を行っていましたが、平成8年ころから許可を受けずに違法に処分場を増設していたことが判明しました。

県では、平成12年8月に施設の使用停止と廃棄物の搬入中止を指導するとともに、11月に福井県民

間最終処分場技術検討委員会（福井大学教授 服部勇委員長他9人）を設置、処分場の安全性を調査したところ、処分場内で検出されているビスフェノールAが処分場外からも高濃度に検出されたことや、処分場内外の水質の類似性から、処分場内の浸出液が漏出していると判断し、覆土対策、木の芽川護岸漏水防止対策、水処理施設の維持管理を代執行により行っています。

表1-8 施設の概要

設 置 場 所	敦賀市樫曲94号兵ヶ谷、95号前谷
施 設 の 種 類	管理型産業廃棄物最終処分場および一般廃棄物最終処分場
届 出 規 模	約9万m ³ （平成4年5月8日 増設許可分）
埋立地の現況	約119万m ³
廃棄物の種類	産業廃棄物：約841千t（燃え殻、汚泥、シュレッダーダストなど） 一般廃棄物：約354千t（焼却残渣、不燃性廃棄物）

イ これまで行ってきた対策

①覆土対策

処分場からの浸出液の漏水を確認したことから、処分場内部への雨水の浸透を防止し、浸出液の漏水量を削減するため、埋立地表層部等を雨水の浸透率が低い土を使用して覆土工事を実施しました。

②木の芽川護岸漏水防止対策

処分場から漏水した浸出液がえん堤下部および護岸から木の芽川へ流入することを防止するため、護岸背面において遮水壁を設置し、暗渠集水管により集水井戸に導き、浄化するための水処理施設を建設しました。

③浸出液処理施設の維持管理等

処分場内の浸出液および木の芽川護岸で集水した汚水を水処理施設で、基準に適合するよう処理し、放流しています。

ウ 今後の対策

平成16年11月に敦賀市民間最終処分場環境保全対策協議会を設置し、抜本対策の方針について協議を進めてきましたが、平成18年1月の協議会において、処分場の全周を遮水壁で囲う漏水防止対策を行い、廃棄物は自然浄化を中心に、水と空気を注入することにより安定化を促進するとの考え方が取りまとめられました。

県では、この取りまとめ結果や敦賀市民間最終処分場の対応に関する調査委員会の報告をもとに、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の適用を受けるための実施計画（案）を作成し、平成18年3月に環境大臣の同意を得ました。

今後、処分場周辺の生活環境保全上の支障のおそれを除去するための抜本対策を行っていくこととし、平成18年度は対策工事の実施設計を行い、平成19年度には、対策工事に着手する予定をしています。